

(証券コード6321)
平成24年5月2日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号

IHI運搬機械株式会社

代表取締役社長 大 坪 英 志

臨時株主総会および普通株主の皆様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会および普通株主の皆様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には、「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主の皆様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年5月17日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年5月18日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム中央会館 7階 マーガレット
(会場が前回と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目 的 事 項

【臨時株主総会】

決 議 事 項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株主の皆様による種類株主総会】

決 議 事 項

- 議 案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎開場時刻は、午前9時30分とさせていただきます。
 - ◎臨時株主総会参考書類および種類株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合には、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.iuk.co.jp>)において、修正後の内容を開示いたします。

臨時株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成24年3月17日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社IHI（以下、「IHI」といいます。）は、平成24年2月6日から当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行ない、本公開買付けは平成24年3月16日に終了しております。本公開買付けの結果、IHIは、平成24年3月23日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式27,632,369株（（注）平成24年3月31日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：97.48%）を保有するに至っております。

平成24年2月3日付のIHIプレスリリース「当社上場子会社であるIHI運搬機械株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社とIHIは、両者を取り巻く事業環境が急速に変化を続けるなか、市場環境と競争競合構造の変化に機敏に対応していくことが、さらなる事業成長軌道に乗せるためには必要であるとの共通認識のもと、平成23年9月頃より、IHIグループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制の構築について協議・検討を行ないました。その結果、当社とIHIは、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立ち、IHIグループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要であり、また、グループ全体での柔軟な資源配分を行ない、シナジー効果を創出するためには、グループ一体となった事業運営のベクトルの統合、および長期的な視点に立ったより高次のレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要であると認識いたしました。IHIは、かかる認識に基づき、当社とIHIの事業の成長と加速を確かなものとするためには、当社をIHIの完全子会社とすることが最善であると判断し、その一環として、本公開買付けを実施いたしました。

一方、当社といたしましても、平成24年2月3日付の当社プレスリリース「支配株主である株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社およびIHIから独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（現 株式会社AGSコンサルティング）より取得した当社

株式に係る株式価値算定書、当社およびI H I から独立した当社独立役員である社外監査役 前田恵三氏から取得した、本公開買付けおよびその後の一連の取引(以下、「本取引」といいます。)ならびに本公開買付けに関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見、上記社外監査役 前田恵三氏の監査のもとでI H I との交渉等を行なった取締役 上沼繁夫氏からの報告、当社およびI H I から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から得た法的助言等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件等について慎重に検討した結果、本公開買付けは当社の企業価値向上および株主共同の利益の観点から有益であるとともに、本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。当社は、本取引を通じてI H I の完全子会社となることが、当社の企業価値の最大化のために最善の方法であるとの判断に至っております。

以上の理由により、当社は、臨時株主総会および普通株主の皆様による種類株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、I H I の完全子会社となるために、本取引の一環として、以下の①から③の手続(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、本議案の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下、「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を690,809

分の1株の割合をもって交付いたします。なお、IHI以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をIHIに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円(本公開買付けにおける1株当たりの公開買付価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(注)平成24年2月3日付の当社プレスリリース「支配株主である株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成24年2月3日現在、当社の株主名簿上、IHIの所有する株式数は、19,057,421株と記録されており、IHIが認識している19,055,421株よりも2,000株多い株式数となっております。株主名簿の記録とIHIの認識に齟齬が生じた原因は必ずしも明らかではないものの、IHIが平成8年頃に売却した株式について、事務手続上の問題により株主名簿の名義書換えがなされていなかった(いわゆる失念株)可能性が高いと考えているとのことです。そして、IHIは、その認識に従い、IHIの所有する株式数を19,055,421株として本公開買付けの各手続を行なったとのことであり、上記27,632,369株は、当該19,055,421株に本公開買付けによりIHIが取得した8,576,948株を合計した株式数となっております。

本議案は、本完全子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行なう前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行なうものです。また、これまで当社は、当社の定款第8条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として定めていたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行なうものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものとしたします。

(注：下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ～ [見出し・条文省略] 第5条 (発行可能株式総数) 第6条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 99,684,000株とする。 [新設]	第1条 ～ [現行どおり] 第5条 (発行可能株式総数) 第6条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 99,684,000株とし、発行可能種類株式総数は、<u>それぞれ普通株式は99,683,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下、「A種類株式」という。)は100株とする。</u> <u>(A種類株式)</u> <u>第6条の2</u> 当会社は、残余財産を分配するとき は、<u>A種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)</u>または<u>A種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)<u>または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u>
第7条 [見出し・条文省略] (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条 [現行どおり] (単元株式数) 第8条 当会社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、 1,000株とし、<u>A種類株式</u>の単元株式数は、 1株とする。

現 行 定 款	変 更 案
第9条 ～ 第18条 [新設]	第9条 ～ 第18条 <u>(種類株主総会)</u> <u>第18条の2 第12条第2項、第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
第19条 ～ 第42条 [見出し・条文省略]	第19条 ～ 第42条 [現行どおり]

第2号議案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

本議案は、第1号議案でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、I H I以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されること、ならびに当社普通株主の皆様による種類株主総会において本議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年6月22日をもって、その効力が生じるものいたします。

(注：下線部は変更部分を示します。)

第1号議案による変更後の定款規定	追 加 変 更 案
第1条 ～ 第6条の2 [見出し・条文省略] [新設] 第7条 ～ 第42条 [見出し・条文省略]	第1条 ～ 第6条の2 [現行どおり] (全部取得条項) <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付する。</u> 第7条 ～ 第42条 [現行どおり]

第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 提案の理由

第1号議案でご説明申しあげておりますとおり、当社は、本取引を通じてIHIの完全子会社となることが、当社の企業価値の最大化のために最善の方法であるとの判断に至り、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、第1号議案でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項ならびに第1号議案および第2号議案による変更後の当社の定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を690,809分の1株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、IHI以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主の皆様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するＡ種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式をＩＨＩに売却することを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に670円(本公開買付けにおける１株当たりの公開買付け価格と同額)を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条第１項ならびに第１号議案および第２号議案による変更後の当社の定款の定めに基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を690,809分の１株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成24年６月22日

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されること、当社普通株主の皆様による種類株主総会において第２号議案と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、ならびに第２号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

普通株主の皆様による種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

臨時株主総会第1号議案でご説明申しあげましたとおり、当社とIHIは、両者を取り巻く事業環境が急速に変化を続けるなか、市場環境と競争競争構造の変化に機敏に対応していくことが、さらなる事業成長軌道に乗せるためには必要であるとの共通認識のもと、平成23年9月頃より、IHIグループ全体の経営資源配分の最適化を図ることを可能とする組織体制の構築について協議・検討を行ないました。その結果、当社とIHIは、一層のグローバル展開を推し進めるためには、長期的な視点に立ち、IHIグループ全体で機動的なリスクテイクを可能とする環境を整備していくことが必要であり、また、グループ全体での柔軟な資源配分を行ない、シナジー効果を創出するためには、グループ一体となった事業運営のベクトルの統合、および長期的な視点に立ったより高次のレベルでの大胆かつ機能的な戦略策定と実行が必要であると認識いたしました。IHIは、かかる認識に基づき、当社とIHIの事業の成長と加速を確かなものとするためには、当社をIHIの完全子会社とすることが最善であると判断し、また、当社としても、本取引を通じてIHIの完全子会社となることが、当社の企業価値の最大化のために最善の方法であるとの判断に至り、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、臨時株主総会第1号議案でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち②を実施するものでありますが、臨時株主総会において、本完全子会社化手続のうち①を実施する定款変更議案である第1号議案が承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、本完全子会社化手続のうち②を実施するために必要な定款変更を行なうためには、当社普通株主の皆様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、臨時株主総会と併せて、当社普通株主の皆様による種類株主総会を開催し、決議を行なうものです。

本議案は、臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、臨時株主総会第1号議案における定款

変更に基づき新たに発行することが可能となるＡ種種類株式を690,809分の１株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、臨時株主総会第１号議案でご説明申しあげておりますとおり、ＩＨＩ以外の各株主の皆様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、臨時株主総会において第１号議案ないし第３号議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年６月22日をもって、その効力が生じるものといたします。

(注：下線部は変更部分を示します。)

臨時株主総会 第１号議案による変更後の定款規定	追 加 変 更 案
第１条 ～ 第６条の２ [見出し・条文省略] [新設]	第１条 ～ 第６条の２ (全部取得条項) <u>第６条の３ 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につき、Ａ種種類株式を690,809分の１株の割合をもって交付する。</u>
第７条 ～ 第42条 [見出し・条文省略]	第７条 ～ 第42条 [現行どおり]

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都中央区銀座二丁目15番 6 号
銀座ブロッサム中央会館 7階 マーガレット
電話 03-3542-8585(代表)



交通機関と所要時間

- 地下鉄 新富町駅(有楽町線) 1番出口から徒歩約1分
- 地下鉄 築地駅(日比谷線) 3番・4番出口から徒歩約7分
- 地下鉄 東銀座駅(日比谷線・浅草線) 3番・5番出口から徒歩約8分

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。